

監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 30 日

学校法人 重 里 学 園

理事会・評議員会 御中

学校法人 重 里 学 園

監 事

渡部 完



監 事

西尾 裕恵



私たちは、学校法人重里学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条に基づいて同学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における業務及び財産の状況について監査いたしました。

監査するにあたって、私たちは令和5年度における同学園の業務及び財産の状況に関して十分に審議いたしました。その結果、現在の会計処理について全く問題ないことを確認しました。

また、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実も認められませんでした。

よって、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人重里学園の令和6年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

（注） 監事 渡部完 及び監事 西尾裕恵 とも私立学校法第38条第5項に定める外部監事であります。